

○ 中小企業等協同組合法施行規程（平成二十年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

改正案	現行
<p>（銀行等共済募集制限先に該当しない法人）</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第十五条第三項第一号イに規定する事業所管大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本銀行</p> <p>六 銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれるものとして金融庁長官が定める件（平成二十六年金融庁告示第 号）第五条各号に掲げる外国政府等</p> <p>七 （略）</p>	<p>（銀行等共済募集制限先に該当しない法人）</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第十五条第三項第一号イに規定する事業所管大臣が定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p>